

	号外	定価 1部2円	一定前進回答引出すも継続課題はまだ山積み。春闘に向け粘り強く改善を求めるべく職場からの結集を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2392 2016年 11月17日
	第3種郵便物認可	岩手県庁内		

2016確定闘争⑧ 11.16地公共闘総務部長交渉

最終局面・総務部長交渉

改善へ

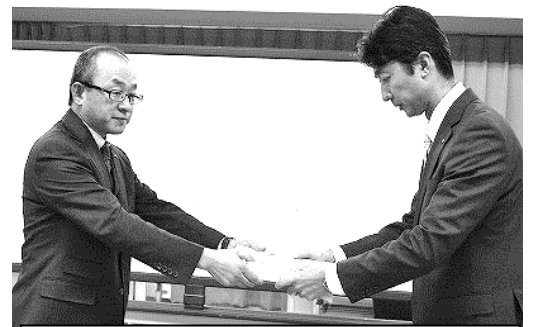
給与改定 勧告完全実施・12月提案へ
通勤手当(交通機関) 全額支給上限55,000円に引上げ!
休暇制度 子の看護 取得年齢拡大へ!

納得せず

扶養手当見直し 再考訴えるも勧告実施変えず
通勤手当(交通用具) 限度額で▲3,300円・14km以上が減額

高齢層処遇「課題意識を持って継続して取り組む」確認し交渉終了

岩手県地方公務員共闘会議(議長 佐藤淳一岩教組委員長)は、風早総務部長と交渉を行った。冒頭、11月9日人事課長交渉以降に集約された知事あて大型ハガキ(392枚・2,840筆 累計1,054枚・7,563筆)を手交し、最終となる回答を求めた。



総務部長にハガキを手交する佐藤議長(左)

【交渉概要】

給与改定は勧告どおり実施・12月議会に提案するとし、差額支給は議会日程が後ろ倒しとなる見込みから年内実施は困難だが、早期支給に努めるとした。

扶養手当見直しは再考を求めたのに対し、人勧尊重の姿勢を崩さず勧告実施と回答、押し戻すことは出来なかった。

通勤手当は、交通用具利用ではガソリン価格動向から、引き下げせざるを得ないと回答し上限の65km以上の区分

を35,000円(▲3,300円)に引き下げ調整とのこと。交通機関利用では、職員負担の実態を捉え全額支給限度額を1万円引上げ、55,000円とするとし、いずれも来年1月から実施、との回答を引出した。



改善回答を求める地公交渉団

子の看護休暇については、次世代育成支援の観点から取得年齢を拡大(小学校修了時⇒中学校修了時)し、来年1月から実施との回答を引き出した。

地公共闘は、扶養手当の見直しや交通用具利用の引き下げは「納得できない」としたが、高齢層職員の課題は継続課題との確認をしたこと、交通機関利用や休暇制度で一定前進となったことを勘案し、「全体として受け止める」とし交渉を終了した。

給与改定（月例給・一時金）

（地公共闘）これまでの交渉で人勸尊重を確認してきたが、給与改定及び差額支給の時期は。

（総務部長）勧告どおり実施し、条例案を12月定例会に提出する。12月定例会は国体の関係で会期が後ろ倒しとなり、議会審議の手続き上、条例公布時期は12月下旬となるため、支給の事務処理上、年内支給は難しいが、早期に支給できるよう努力する。

配偶者の扶養手当見直し

（地公共闘）県人勸の内容は配偶者の手当を大きく減額するため手当が必要な世帯への影響が大きく、子どもへの配分も十分とは言えず改悪となる要素が大きい。改めて実施しないよう求める。



回答を示す風早総務部長（中央）

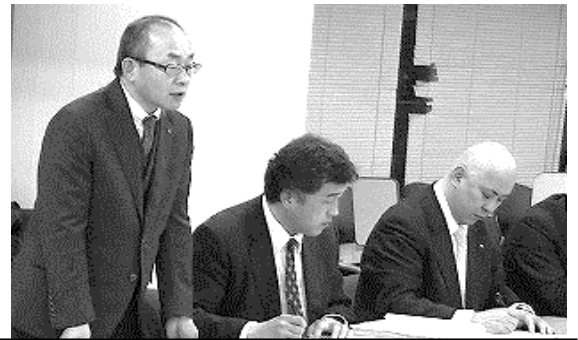
（総務部長）給与は県人勸を最大限尊重する基本姿勢で決定しており、月例給・一時金の引上げ改定を含め、同様の基本姿勢のもと一体的に対応する必要がある。他県の動向を含めた諸事情を勘案し勧告通り実施する。

（地公共闘）導入は納得できない。今後も課題をとらえ、改善を求めていく。

高齢層職員の賃金改善

（地公共闘）高齢層職員は度重なる賃金削減を受けており、勤務意欲の維持に大きな問題がある。対策を。

（総務部長）任用面での工夫、勤勉手当の運用上の工夫などに取り組んできた。勤務意欲確保の取組みは、給与制度上の制約はあるが、給与制度の総合的見直しの現給保障対象職員の状況に留意し、工夫できることがないか、対応を各任命権者に要請する。



回答を受け地公共闘の見解を述べる佐藤議長（左）

（地公共闘）課題意識を持って継続課題として取り組みを強く要請する。

諸手当改善

（地公共闘）ガソリン価格の動向は一定理解するが実際にかかる経費にはまだ不足しており、手当の考え方に踏み込んだ検討が必要。交通用具利用・交通機関利用に係る手当改定の検討結果は。

（総務部長）交通用具利用に係る通勤手当に関し、改定後の上限額は、2014年度に引上げ改定する前の限度額と同じ35,000円に引き下げる。距離区分ごとでは14km以上の区分から引下げ対象とし、上限である65km以上の区分で限度額の35,000円となるよう、人事委員会規則の改正に向け調整する。

交通機関利用に係る通勤手当は、遠距離通勤の実態、他県との均衡、1月当たり全額支給限度額を超える運賃負担をしている職員の6割程度が45歳以上の中高齢層職員であることから、負担軽減の要素も総合的に勘案し、全額支給限度額を55,000円（1万円引き上げ）とする。なお、2分の1加算上限額は2万円のまま据え置く（支給限度額75,000円）。これらの改定は2017年1月から措置する。

（地公共闘）交通用具利用の手当引下げは残念。交通機関利用の改定は要求を汲んで頂き評価する。

子育て支援に係る休暇制度の拡充

（地公共闘）国の制度見直しの対応はもとより県独自の休暇制度の拡充を要望してきた。検討結果は。

（総務部長）子の看護休暇の対象となる子の範囲を小学校修了前から中学校修了前までに拡大することが適当と判断し、2017年1月からの実施とし、人事委員会規則の改正に向け人事委員会に要請する。